

# 長井市文化財保護条例改正に伴う 市指定文化財の指定に関する事務手続きの変更について

条例改正前

条例改正後

文化生涯学習課

文化財指定の可否について文化財調査会に諮問するための議案を教育委員会に上程する。

定例教育委員会

教育委員会から文化財調査会へ文化財指定の可否について諮問する。  
(条例第23条第2項)

文化財調査会

文化財調査会から教育委員会へ文化財指定の可否について答申する。  
(条例第23条第2項)

文化生涯学習課

文化財調査会からの答申を受け、文化財指定について教育委員会に議案を上程する。

定例教育委員会

文化財を市指定とすることを議決する。  
(条例第4条ほか)

観光文化交流課

市長から文化財審議会へ文化財指定の可否について諮問する。  
(改正後・条例第23条第2項)

文化財審議会

文化財審議会から市長へ文化財指定の可否について答申する。  
(改正後・条例第23条第2項)

観光文化交流課

審議会からの答申を受け、市長決裁にて文化財を市指定とする。  
(改正後・条例第4条ほか)

※文化財審議会は随時開催

※定例教育委員会は原則月1回の開催

※文化財調査会は随時開催

※指定文化財を廃止する場合も指定時と同様の手続きとなる。